

第4期地域福祉計画の策定について

【策定根拠】

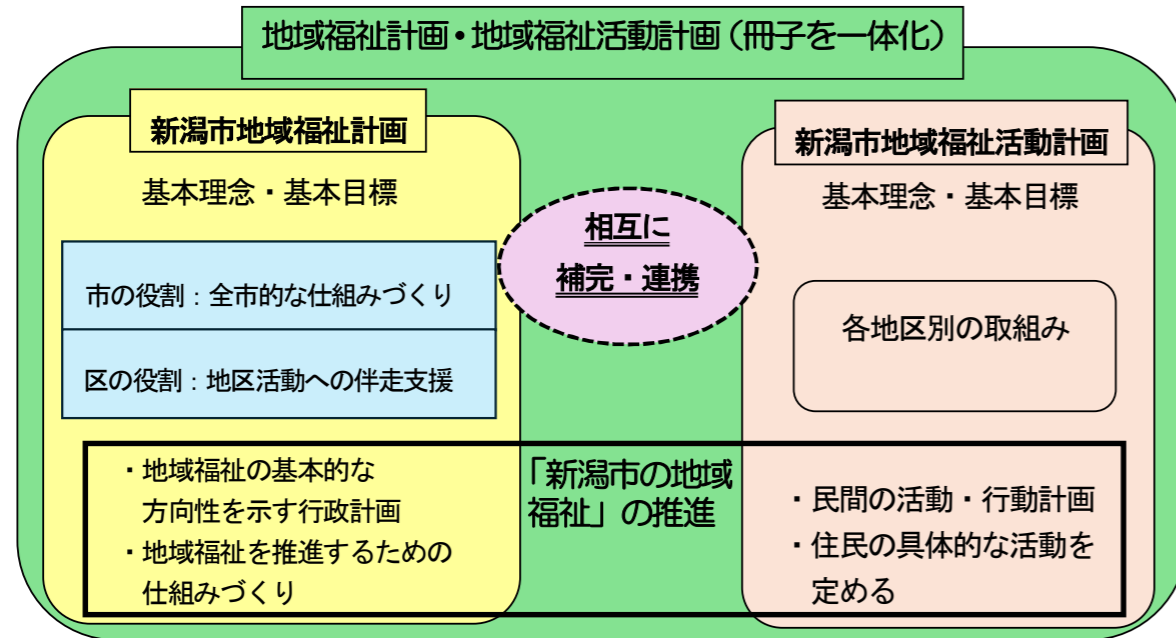
- 社会福祉法第107条の規定により「市町村は、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画（市町村地域福祉計画）を策定するよう努める」こととされ、本計画は包括的な支援体制を明確にする「市町村地域福祉計画」と位置づけ策定する。
- 第4期計画は令和9年（2027）～令和14年（2032）の6年間。

【現計画】

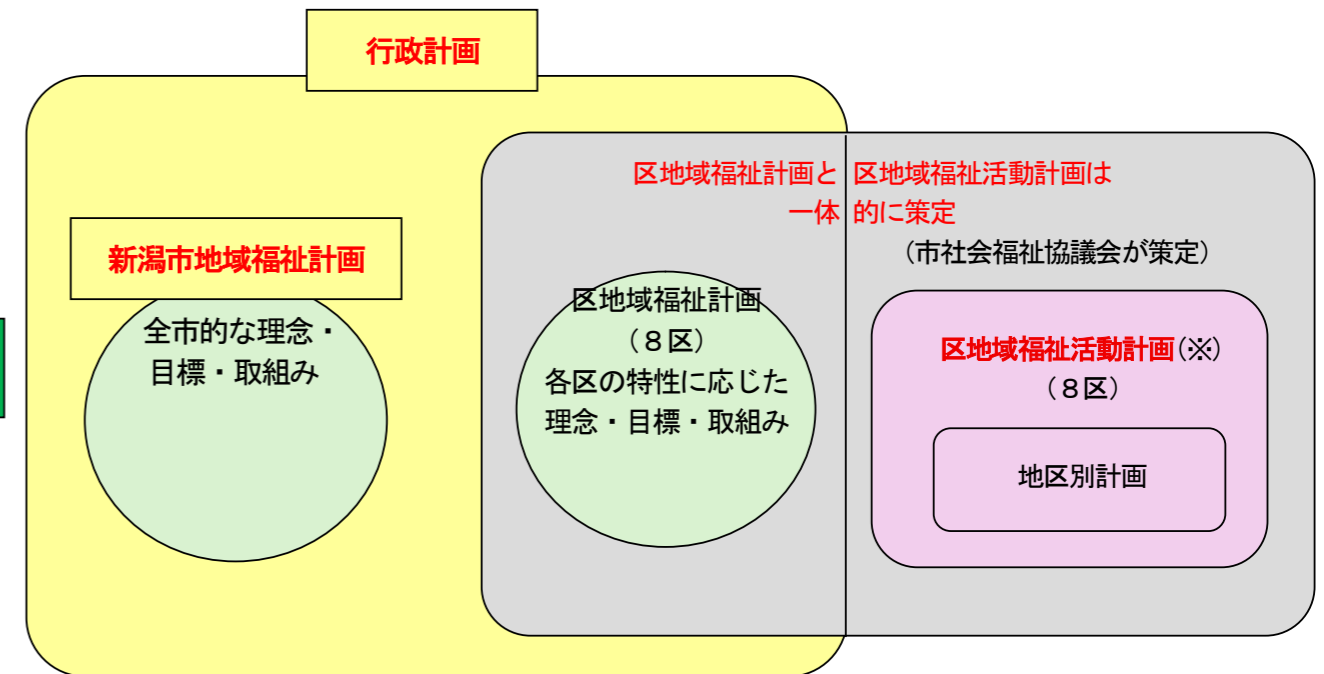
- 市は地域福祉計画を単独で策定、各区の地域福祉計画と市社協の地域福祉活動計画は一体的に策定している。（区は冊子も一体）×8区分

【変更点】

- ・各区の計画は新潟市の計画として統合する。
- ・市の計画における理念や取組の方向性は、市全域にかかるものであること、市と区それぞれの役割を明確化した上で、冊子を一体化する。
- ・「孤独・孤立支援」、「身寄りのない人への支援」という視点も考慮し、状況に応じた施策を反映させる。
- ・地域福祉計画と地域福祉活動計画が、相互に補完・連携できるように社会福祉協議会と調整を行いながら進める。
- ・地域福祉活動計画策定のため、区内各地区で行われる座談会に、区職員が参加。
※現計画策定時と同様に、「再犯防止」「成年後見」の2分科会を開催する。



(現行計画)



【スケジュール】

- R8. 7～11 新潟市地域福祉計画策定・推進委員会（7, 9, 11月の計3回）
- R8. 12～R9. 2 パブリックコメント実施・結果公表
- R9. 2 計画確定

○現状は市の地域福祉計画を単独で作成し、各区の地域福祉計画と各区の地域福祉活動計画は一体的に作成しているという状況。（区は冊子も一体）

第4次 地域福祉計画・地域福祉活動計画 策定スケジュール(案)

	令和7年度			令和8年度												
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
区推進委員会	地区懇談会					地区懇談会スケジュール調整	地区懇談会 12地区×2回 (予定) =24回 ・地域(各コミ協)での6年計画を作成する。 ・会議の主体は南区社協と推進委員で行う。 ・行政職員もワークショップに参加	地区別計画まとめ作業 職員・可能なら推進委員も参加	内部打合せ			地区別計画パプコメ			第3次計画まとめ	第3次計画の総括 第4次計画の冊子配
						第1回推進委員会		第2回推進委員会 令和8年度計画		第3回推進委員会 地区別計画案					第4回推進委員会	

	令和7年度			令和8年度												
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
市全体計画			計画策定・推進委員会				計画策定・推進委員会		計画策定・推進委員会		計画策定・推進委員会		パブリックコメント	→		次期計画確定